

令和 7 年 度

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

資 料



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和 8 年 2 月 1 0 日（火）

ハイブリッド開催

（埼玉会館 3 B 会議室）

# 目 次

1	令和7年度事業結果(総括) . . . . .	1
2	ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況	
(1)	保健医療部 薬務課 . . . . .	3
(2)	保健医療部 国保医療課 . . . . .	8
(3)	保健医療部 衛生研究所 . . . . .	9
(4)	福祉部 社会福祉課 . . . . .	11
(5)	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 . . . . .	12
(6)	埼玉県後期高齢者医療広域連合 . . . . .	13
(7)	一般社団法人埼玉県医師会 . . . . .	14
(8)	一般社団法人埼玉県薬剤師会 . . . . .	15
(9)	埼玉県公的病院協議会 . . . . .	16
(10)	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 . . . . .	19
(11)	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 . . . . .	37
(12)	全国健康保険協会埼玉支部 . . . . .	41
3	令和8年度事業計画(案) . . . . .	42
4	その他	
	・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱 . . . . .	43
	・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿 . . . . .	45
5	参考資料	
	・ジェネリック医薬品の推移と目標	
	・ジェネリック医薬品割合(都道府県別、市町村別)	
	・埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リスト	

## 令和7年度事業結果（総括）

年月日	事業内容	担当課所
<b>会議の開催等</b>		
令和8年 2月10日	埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会 (埼玉会館 3B会議室)	薬務課 (国保医療課・衛生研究所・社会福祉課・後期高齢者医療広域連合)
<b>普及啓発【医療関係者向け】</b>		
令和7年 4月22日	ジェネリック医薬品勉強会開催通知発送	薬務課
8月21日	ジェネリック医薬品研修会 ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造の現状について聴講及び工場視察	薬務課 (埼玉県薬剤師会)
9月19日	ジェネリック医薬品採用リストの更新	薬務課
1月～	ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問 ・令和8年1月20日 さいたま赤十字病院 ・訪問予定 埼玉県立がんセンター 埼玉県立小児医療センター 戸田中央総合病院 国立病院機構 埼玉病院	協会けんぽ埼玉支部・薬務課
通年	医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼 ・生活保護法指定医療機関に対し説明、指導、助言	社会福祉課
<b>普及啓発【県民向け】</b>		
令和7年 8月3日	一日薬剤師体験教室において、高校生に対し講義。	薬務課 (日本薬科大学)
9月	後期高齢者医療広域連合における普及啓発 ・ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の送付	後期高齢者医療 広域連合

<p>令和7年 12月26日 ～令和8年 1月1日</p>	<p>映画館CMの上映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「イオンシネマ大宮（さいたま市）」「109シネマズ菖蒲（久喜市）」「イオンシネマ熊谷（熊谷市）」において、映画本編が始まる前のCMで30秒の啓発動画を上映</li> </ul>	<p>薬務課</p>
<p>通年</p>	<p>国民健康保険における普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者（市町村・国民健康保険組合）が、被保険者に対して「ジェネリック医薬品希望カード・希望シール」及びジェネリック医薬品に切替えた場合の差額通知を送付</li> </ul> <p>啓発資材の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品啓発リーフレット</li> <li>・啓発資材（絆創膏）</li> </ul>	<p>国保医療課 （市町村）</p> <p>薬務課</p>
<p>調査・検査・その他</p>		
<p>通年</p>	<p>後発医薬品品質情報提供等推進事業</p> <p>後発医薬品品質確保対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質確認検査を実施</li> </ul> <p>県内医薬品製造業者に対する監視指導</p> <p>県の財政支援</p> <p>市町村に対して、保険給付金等交付金を交付</p>	<p>衛生研究所</p> <p>薬務課</p> <p>国保医療課</p>

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名：保健医療部 薬務課①

事業名：会議の開催等
事業の概要 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
令和7年度実施結果 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催 ・令和8年2月10日（火） ハイブリッド開催（埼玉会館3B会議室）
令和8年度実施計画 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催 令和9年2月予定

事業名：ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】

事業の概要

- 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

令和7年度実施結果

- 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
  - ・令和7年4月22日 開催通知発出
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
  - ・獨協医科大学埼玉医療センター、さいたま赤十字病院、県立がんセンター、県立循環器・呼吸器病センター、深谷赤十字病院、上尾中央総合病院、川口市立医療センター、国立病院機構埼玉病院の協力を頂いてリストを更新。
  - ・さいたま赤十字病院、県立がんセンター、深谷赤十字病院及び川口市立医療センターのジェネリック医薬品採用基準を掲載し、ホームページで公表。
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察
  - ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造工場の視察を実施  
令和7年8月21日（木）実施 薬剤師：9名参加

令和8年度実施計画

- 1 郡市医師会、郡市歯科医師会及び地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

<p>事業名：ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】</p>
<p>事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リーフレット、啓発資材の作成・配布</li> <li>2 県民向けの広報</li> </ol>
<p>令和7年度実施結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1) リーフレットの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット：30,000枚作成</li> <li>・薬局店頭等において配布</li> </ul> </li> <li>(2) 啓発用資材の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用絆創膏：20,000個作成</li> <li>・イベント等で配布（予定）</li> </ul> </li> <li>2 (1) 映画館用啓発CMの上映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イオンシネマ大宮（さいたま市） 期間：令和7年12月26日～令和8年1月1日、動員数：11,400人</li> <li>・109シネマズ菖蒲（久喜市） 期間：令和7年12月26日～令和8年1月1日、動員数：13,935人</li> <li>・イオンシネマ熊谷（熊谷市） 期間：令和7年12月26日～令和8年1月1日、動員数：5,500人</li> </ul> </li> <li>(2) 埼玉県ホームページ等による広報</li> <li>(3) 高校生対象の一日薬剤師体験教室において、ジェネリック医薬品使用促進について紹介 令和7年8月3日 日本薬科大学</li> </ol>
<p>令和8年度実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 啓発資材等の作成・配布</li> <li>2 県民向けの広報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 映画館用啓発CMの上映</li> <li>(2) ホームページ等による広報</li> <li>(3) 一日薬剤師体験教室における講義</li> </ol> </li> </ol>

事業名：関係機関・団体との連携
<p>事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部との事業連携</li> <li>2 関係機関・団体への啓発資材等の提供</li> <li>3 その他</li> </ol>
令和7年度実施結果
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問 協会けんぽ埼玉支部及び関東信越厚生局と連携して病院に訪問し、埼玉県のジェネリック医薬品の使用割合等について情報提供を実施（予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年1月以降 順次医療機関へ訪問</li> </ul> </li> <li>2 関係機関・団体への啓発資材の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（国民健康保険担当課） リーフレット</li> <li>・埼玉県薬剤師会 リーフレット、啓発用絆創膏</li> </ul> </li> <li>3 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品安心使用促進事業（厚生労働省委託事業）のアンケート調査及び後発医薬品（ジェネリック医薬品・バイオシミラー）のロードマップ対応状況に関する調査において、医療用医薬品の安定供給体制の確保を厚生労働省に要望</li> <li>・安定供給に不安等のある情報が寄せられた医薬品について適宜、卸売販売業者を通じて流通状況等を照会し、必要に応じて医師会等の医療関係者に情報提供</li> </ul> </li> </ol>
令和8年度実施計画
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部との事業連携</li> <li>2 関係機関・団体への啓発資材等の提供</li> <li>3 今後も機会を捉え、引き続き要望活動等を実施</li> </ol>

事業名：県内医薬品製造業者等に対する監視指導
<p>事業の概要</p> <p>県内医薬品製造業者に対し、適正な製造管理や品質管理のための基準であるGMP省令の遵守状況及び薬局等構造設備規則への適合等を確認することで、医薬品の安全・品質の確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内医薬品製造業者に対する立入調査</li> <li>2 県内医薬品製造業者に対する無通告立入調査</li> <li>3 県内医薬品製造業者に対する法令順守等の指導の徹底</li> </ol>
令和7年度実施結果
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内医薬品製造業者等に対する立入調査 <p>業許可更新時、一斉監視などの機会を捉え、立入りをを行い、GMP省令の遵守状況、薬局等構造設備規則への適合等について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度（12月末時点） 立入調査件数：33件 （うち、GMP適合性調査件数：28件（再掲））</li> </ul> </li> <li>2 県内医薬品製造業者等に対する無通告立入調査 <p>取り扱う医薬品の種類、製造工程の複雑さ、過去の立入調査の状況を踏まえたリスク評価を行い、優先度の高い業者に対し無通告立入調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度（12月末時点） 無通告立入調査件数：6件</li> </ul> </li> <li>3 県内医薬品製造業者に対する法令順守等の指導の徹底 <p>埼玉県製薬協会主催のGMP等研修会において、薬務課から法令順守等の徹底に関する講義を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信：令和8年2月13日～3月6日（予定）</li> </ul> </li> </ol>
令和8年度実施計画
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内医薬品製造業者に対する立入調査の実施</li> <li>2 県内医薬品製造業者に対する無通告立入調査の実施</li> <li>3 県内医薬品製造業者に対する法令順守等の指導の徹底</li> </ol>

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名：保健医療部 国保医療課

事業名：国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用促進

### 事業の概要

#### 1 市町村・国民健康保険組合の取組

被保険者に対し、「ジェネリック医薬品希望カード・シール」の配布や、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額を試算した利用差額通知を送付している。

#### 2 県の財政支援

ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料について、市町村に対して保険給付費等交付金を交付する。

### 令和7年度実施結果

希望シール・カードの配布、差額通知送付の取組保険者数（見込み）

	カード	シール	差額通知
保険者数	6	65	68
（再掲）市町村	6	61	63
（再掲）組合	0	4	5

### 令和8年度実施計画

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期・令和5年12月策定）では、令和11年（2029年）度にジェネリック医薬品数量シェアを全市町村80%以上とする目標を定めている。

目標達成に向けた取組として、市町村はジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知を引き続き実施し、利用者や関係機関への周知広報、働き掛けに取り組むこととしている。

県は、市町村の取組を支援するため財政支援等を行うこととしている。

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 衛生研究所 薬品担当①

事業名：後発医薬品品質確保対策事業
<b>事業の概要</b> 後発医薬品の品質に対する信頼性を高めるため、「医薬品・医療機器等一斉監視指導」の一環として、後発医薬品の製造業者等に対する立入検査を実施するとともに、市場流通している後発医薬品を検査して、一層の品質確保を図ることを目的としたものである。 当所においては、後発医薬品の品質を確認するための検査をしている。
<b>令和7年度実施結果</b> 抗悪性腫瘍剤13製剤の溶出試験を実施し、承認規格に適合していることを確認した。
<b>令和8年度実施計画</b> 今後も当事業に基づき、後発医薬品の品質検査を実施していく予定である。

事業名：後発医薬品品質情報提供等推進事業
<p>事業の概要</p> <p>国立医薬品食品衛生研究所を主体とした「ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会」において、後発医薬品の品質に関する監視指導と学術的評価を連動させた一元的な品質確保を推進し、後発医薬品に対する信頼性の向上を図ることを目的としたものである。</p> <p>品質に懸念等が示されている品目や市場流通品に検査の優先順位をつけ、体系的な品質確認検査の方針を決定し、当所が属する製剤試験ワーキンググループで試験検査を実施している。</p>
令和7年度実施結果
抗ウイルス薬9製剤について、先発製剤と後発製剤の溶出挙動の類似性を確認した。
令和8年度実施計画
製剤ワーキンググループで選定された品目について、溶出性の評価や純度試験及び定量試験等適宜試験を実施していく予定。

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名：福祉部 社会福祉課

事業名：医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼
<p>事業の概要</p> <p>平成30年の生活保護法改正に伴い、生活保護受給者については、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品を給付することとなっている。</p> <p>当課では、医療扶助における後発医薬品使用原則化について、関係各所への周知及び協力依頼を行っている。</p>
令和7年度実施結果
<p>生活保護法指定医療機関に対し、同法に基づく個別指導を行っている。（令和7年度計画：7医療機関）</p> <p>医療扶助における後発医薬品原則化に係るチラシを配布し改めて説明を行うとともに、医療機関における医療扶助に関する事務の状況等についてヒアリングし必要に応じて指導・助言を行った。</p>
令和8年度実施計画
<p>生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用割合（数量シェア）については、令和6年6月基金審査分において埼玉県全体で90.8%（全国89.7%）となっており、令和5年6月審査分の89.6%から1.2%増加した。</p> <p>今後も、同法に基づく個別指導等を通じ、生活保護法指定医療機関及び関係各所に対する周知及び協力依頼を行っていく予定である。</p>

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名：地方独立行政法人埼玉県立病院機構

事業名：後発医薬品採用の推進			
事業の概要			
1 後発医薬品採用の推進			
令和7年度実施結果			
1 後発医薬品の数量シェア			
	令和6年度 (10月末)	令和7年度 (10月末)	前年度同時期 との比較
循環器・呼吸器病センター	94.6%	95.5%	+0.9%
がんセンター	92.2%	93.1%	+0.9%
小児医療センター	79.2%	84.2%	+5.0%
精神医療センター	84.1%	85.2%	+1.1%
令和8年度実施計画			
未定			
※令和8年度から令和12年度を計画期間とする第2期中期計画を策定中			

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名：埼玉県後期高齢者医療広域連合

事業名：ジェネリック医薬品利用差額通知
<p>事業の概要</p> <p>被保険者のレセプトデータを基に、現在使用している先発医薬品とジェネリック医薬品の自己負担額を比較し、一定金額以上の削減が見込まれる被保険者に対して、ジェネリック医薬品を利用した場合の軽減可能額を通知することにより、被保険者の自己負担額軽減や後期高齢者医療における医療費適正化を図る。</p>
令和7年度実施結果
<p>○ジェネリック医薬品利用差額通知送付件数</p> <p>57,605件（R6年度：80,344件）</p> <p>○送付条件</p> <p>削減可能額が50円以上の被保険者</p> <p>○効果測定</p> <p>令和7年度 - 現在集計中</p> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・送付対象者の切替率（10・11月分） - 69.2%</li><li>・数量シェア（11月分） - 88.29%</li><li>・削減効果額（10・11月分） - 109,223,208円</li></ul> <p>○その他</p> <p>令和7年度の通知から同封リーフレットの内容を変更し、「特別の料金」と「バイオ後続品」についても掲載して周知と使用促進を図った。</p>
令和8年度実施計画
<p>令和8年9月末の送付を予定</p> <p>※後発医薬品に係る国の新目標においては、金額ベースの観点やバイオ後続品についての数値目標が示されていることから、速やかに対応できるよう引き続き国の動向を注視していきたい。</p>

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：（一社）埼玉県医師会

事業名：会員向け周知・会議への参加等
事業の概要 1 医療用医薬品の供給状況についての周知（会員向け） 2 医療用医薬品の適正使用についての周知（会員向け）
令和7年度実施結果 埼玉県下においてジェネリック医薬品の安定供給は徐々に改善しつつある
令和8年度実施計画 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参加 2 ジェネリック医薬品等における不安定供給についての要望

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：（一社）埼玉県薬剤師会

事業名：ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】
事業の概要 1 県民向けの広報 2 リーフレット、啓発資材の配布
令和7年度実施結果 1 ①薬と健康の週間（10月17日～10月23日）の期間などで、本会、市町村や地域薬剤師会で開催した健康まつり、講演会等で、リーフレット等を活用し、参加した市民に啓発活動を行った。本会は、10月19日に「薬と健康の週間事業」（志木市）を開催した。 ②本会 HP の「薬局に必要な掲示物」に本会が作成したポスター『ジェネリック（後発）医薬品を正しく選びましょう』を掲載し、ダウンロードを行い、会員薬局の店頭に貼付した。 2 埼玉県で作成した三つ折りリーフレット 500 部を 37 地域薬剤師会へ送付し、各地域薬剤師会で活用し、また会員薬局へ配布し、店舗で活用した。
令和8年度実施計画 ・薬と健康の週間（10月17日～10月23日）の期間などで市町村や地域薬剤師会で開催する健康まつりにおいて、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらう啓発活動とあわせ、ジェネリック医薬品についてもリーフレット等を用い啓発活動を行う。 ・地域薬剤師会において、一般市民対象の「お薬についての勉強会」等の講演等時に、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：埼玉県公的病院協議会①（自治医科大学付属さいたま医療センター）

事業名：後発品・後続品導入の推進

### 事業の概要

- ・薬事委員会は原則、毎月第一月曜日に開催する。
- ・6月、12月に新規薬価収載される後発医薬品は2ヵ月前の薬事委員会（4月、10月）において、薬剤部で年間使用量等を参考に作成した後発医薬品切替候補（案）を提示し、教授および診療科長に科内での検討を依頼する。変更により異議がある場合は、異議申立書を提出する。（2025年、2024年異議申立：0件、2023年異議申立：1件）
- ・次の薬事委員会で、後発医薬品切替候補（案）および異議申立を審議する。
- ・切替が決定した後発医薬品切替候補を薬剤部DI室で検討（識別性、医療安全性等）し、数品目の候補の価格調査を実施し、後発品への切り替えを行う。
- ・オーダー画面の表示は一般名表示とし、検索時のみ後ろに（先発医薬品名）を表示し医師の選択を補助している。
- ・院外処方箋においては、オーダー時に一般名処方可能薬品は一般名へ自動切替、医師が後発医薬品不可と判断した場合にのみ処方可能なシステムを導入している。

### 目標

- ・後発品使用割合の維持
- ・診療における医薬品費の削減
- ・BS製剤の積極的導入
- ・適応不一致医薬品においても、一致部分に関しては積極的に切り替えを行う（完全一致するまで後発品、先発品の両剤を採用）

### 令和7年度実施結果

- ・令和7年1月～12月の後発医薬品導入実績は、14成分20品目。
- ・後発医薬品の割合（令和7年11月現在）：97.0%

### 令和7年度実施計画

- ・現状の後発品置き換え率を維持する。
- ・後発医薬品に変更出来ていない薬品においても、流通状況・医療安全性等を評価し積極的に変更を進める。

事業名：ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】
事業の概要 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案
令和7年度実施結果 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催 令和7年4月9日 薬剤師に関わる診療報酬について（日医工株式会社） 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案 令和6年度30品目
令和8年度実施計画 1 院内薬剤師を対象とした勉強会の開催 2 後発医薬品の比較検討・薬事委員会へ提案 3 後発医薬品使用体制加算1（入院初日）（90%以上）を維持

事業名：ジェネリック医薬品・バイオ後続品の使用促進についての取組

事業の概要

- ・薬事委員会（薬剤部）主導で後発医薬品（BS 含む）を採用している。
- ①AG の積極的採用
- ②アドヒアランス向上に寄与する剤形を採用
- ③6 月、12 月には必ずジェネリック医薬品の新規品目を採用
- ④2025 年 9 月よりバイオ後続品の取り扱いをジェネリック医薬品と同様とした。  
(薬事委員会主導でバイオ後続品へ切り替えを実施している。)
- ⑤フォーミュラリの策定（現在 5 薬効群）

令和 7 年度実施結果

令和 7 年 4 月～令和 7 年 11 月の実績

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
使用割合	95.0%	95.6%	97.7%	96.9%	97.5%	97.4%	96.6%	96.9%
カットオフ 値	59.9%	59.8%	58.9%	58.1%	60.6%	56.6%	56.3%	59.7%

令和 8 年度実施計画

令和 7 年度と同様にバイオ後続品についても積極的に採用していく。  
フォーミュラリ策定薬効群の追加

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：（一社）埼玉県病院薬剤師会①（JCHOさいたま北部医療センター）

事業名：薬事委員会（後発品・後続品切り替え）

### 事業の概要

#### ジェネリック医薬品選定

- ①薬事委員会にて、薬剤部主導による後発品・後続品切り替え提案を行う。
- ②薬事委員会で承認後、採用医薬品適宜切り替え

### 令和7年度実施結果

#### 1. 薬事委員会承認品目数

4月薬事委員会 2品目

6月薬事委員会 3品目

8月薬事委員会 2品目

計7品目

#### 2. 後発品置き換え率（11月現在）（後発医薬品使用体制加算1）

品目ベース：98.13%

カットオフ値：61.01%

#### 3. 電子カルテシステム上、一般名処方可能薬品は一般名へ自動切換え（一般名処方加算1・2）

### 令和8年度実施計画

1. 令和7年度を踏襲（新たに発売される後発品・後続品を随時切り替え対象とし、審議にあげる）
2. 全医薬品の般名処方マスタの整備準備

<p>事業名：GE・BS切替え推進事業</p>
<p>事業の概要</p> <p>●毎月の薬事委員会で薬剤部よりGE・BSへの変更審査を実施</p> <p>対象</p> <p>●新規に発売された、されているGE・BS</p> <p>方法</p> <p>①薬剤部にて対象GE/BSを検討</p> <p>・後発率への影響、購入費への影響、供給状況、適応症、医療安全、</p> <p>②使用料が限定されているものは当該診療科に確認</p> <p>③使用料が多岐に亘る場合は、主要診療科に確認</p> <p>④薬事委員会へ提出、審査</p> <p>⑤基本的に、院内は銘柄、院外は一般名とする</p> <p>⑥院内在庫消尽次第切り替え</p> <p>⑦院内通知</p>
<p>令和7年度実施結果</p> <p>6月 2品目</p> <p>11月 1品目</p> <p>12月 1品目（予定）</p> <p>1月 1品目（予定）</p>
<p>令和8年度実施計画</p> <p>令和7年の運用を継続 適応症の不一致でも医療安全上の担保がとれれば（抗がん剤のレジメン管理など）変更していきたい。</p>

事業名：ジェネリック医薬品切り替え

事業の概要

◆ジェネリック医薬品選定手順

①薬事委員会の下部組織のWGで薬剤科が主となり、ジェネリック医薬品への切り替え選定を行う。

a. 使用頻度

b. 識別性

c. 価格

d. 供給状況

e. 対象診療科へ同意を取得

などを確認する。不定期に行い、薬事委員会の議題に挙げる。

②薬事委員会で承認後、採用医薬品適宜切り替え

◆一般名処方加算

各診療科に、一般名処方件数割合を報告。院内全体で推進

◆後発医薬品使用体制加算1

数量ベース 90%以上を維持

令和7年度実施結果

令和7年度 シェネリック医薬品切り替え（3品目）

令和8年度実施計画

上記運用を継続予定

事業名：材料費縮減の取り組み

事業の概要

薬剤科で後発医薬品候補の選定を行い、薬事委員会で審議を行い院長の承認を得て、後発品への切り替えを行う。

目標：後発品使用割合の拡大

薬品費の縮減

令和7年度実施結果

令和7年4月～10月に開催した薬事委員会で  
16品目の薬品を後発品へと変更した。

令和8年度実施計画

上記取り組みを今後も継続的に行う予定である。

事業名：GE・BS切替え推進事業

#### 事業の概要

- ・年に2回（10月2月）、GE・BSの切替えを実施

#### 対象

- ・新規薬価収載のGE・BS
- ・高額医薬品
- ・後発率に影響の大きい薬剤
- ・他使用量が多くまだGEに切り替えていないもの
- ・長期収載品

#### 方法

- ① 全診療科部長にアンケートを行い、半数以上の賛成および主要診療科に確認
- ② 供給確認
- ③ 点数化
- ④ 薬事委員会にて審議、採用
- ⑤ 院内はGEへ切替え院外は一般名処方とする（ただし、BSは先発・BS院外処方可能）
  - ・共同購入に参加し、結果が出次第、不定期に切替えを実施
  - ・新規採用時にすでに後発医薬品がある場合は、比較検討し、後発医薬品を採用
  - ・患者向けGE使用促進ポスターの掲示

#### 令和7年度実施結果

令和7年10月 第1回目のGE切替え実行（6品目）。

令和8年2月 第2回目のGE切替え予定（7品目予定）。

時期未定 その他共同購入（2品目予定）

#### 令和8年度実施計画

令和7年度の運用を基本的に継続するが、効率化と意思決定の迅速化を目的として、以下の変更を予定している。

#### 変更案：

- ・全診療科部長アンケートを廃止
- ・薬事委員会での審議・承認と主要診療科への事前確認をもって決定とする

事業名 GE・BS 切替え推進事業
事業の概要 ・ 2 カ月に 1 回薬事委員会にて GE・BS の切替えを実施 対象 ・ 院内採用薬の先発医薬品 方法 ①後発医薬品が発売されている先発医薬品を調査 ②院内で作成した、後発品選定基準に従って選定を実施 ③選定した医薬品を薬事委員会にて審議、採用 ④切り替え前の医薬品の在庫がなくなり次第、切り替えを実施 ・ 患者向け GE・BS 使用促進ポスターの掲示 ・ 院外処方は基本的に一般名処方とする ・ 用事購入の医薬品についても後発医薬品がある場合は、比較検討し後発医薬品を使用する。
令和 7 年度実施結果
令和 7 年 11 月までに 7 品目を後発医薬品へ切り替え実行 後発医薬品使用割合 95%以上を維持
令和 8 年度実施計画
令和 7 年度の運用を継続する。

事業名：GE・BS切替え推進事業
事業の概要 1) 後発医薬品検討委員会規則にのっとり原則年2回開催される後発医薬品検討委員会にて後発品およびBSへの切替医薬品の選定が行われる。（ここ数年は年1回） 2) 年4回開催される薬事委員会では医薬品の不安定供給のため後発品から後発品、後発品から先発品への切替の審議（報告）が行われる。  ・抗がん剤においてはレジメンで管理しており適応不一致でも後発品（BS）を採用しているが一般の医薬品（BS）においては当院で主に使用されている適応症が無ければ採用を控えている。 ・選定において原薬の供給が2か所以上のメーカー品を採用の基準としている。
令和7年度実施結果
内服薬：7品目 外用薬：1品目 注射薬：4品目（BS含む）
令和8年度実施計画
継続

事業名：ジェネリック医薬品切り替え

事業の概要

1) 薬事委員会で年4回、薬剤部から後発医薬品切り替え提案を行っている。

対象

- ・ 使用頻度が高い医薬品
- ・ 購入金額が高い医薬品
- ・ AG は優先的に検討
- ・ 系列病院で導入されている後発医薬品

方法

- ①処方データや購入金額を基に後発率がより上がる医薬品を優先的にピックアップ
  - ②使用診療科にヒアリングし承認を得る
  - ③後発医薬品は複数のメーカーを提案し希望順位をつける（価格交渉のため）
  - ④薬事委員会にて審議・承認後、病院上層部の会議にて最終承認
  - ⑤切り替え期間を設けて最終的に切り替え
- 2) 供給に問題があった場合には不定期で切り替え
- 3) BS への切り替え

令和7年度実施結果

2025年6月 9品目  
 2025年8月 6品目  
 2025年11月 4品目

令和8年度実施計画

- ① BS 製剤の導入を進めていく
- ② 後発医薬品使用体制加算1の維持

事業名：GE・BS切替え推進事業
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・薬事審議会（年6回）にてGE・BSの切替えを実施</li></ul> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新規薬価収載後発売しているGE・BS</li><li>・長期収載品</li></ul> <p>方法</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①GEの供給・特徴（特に適応と薬価）、在庫品（採用品）の院内使用状況の確認</li><li>②GEに関連するメインの診療科の主任部長に切り替え打診</li><li>③薬事審議会にて審議、採用</li><li>④院内はGEへ切替え院外は一般名処方とする</li></ol> <ul style="list-style-type: none"><li>・2024年9月の薬事審議会にて、選定療養制度（2024年10月）に対応するためGEに継続的に切り替えることを決定しているため、供給と特徴（特に適応と薬価）に問題なければ切り替えている。</li></ul> <p>→院内で、GEに切り替える風土が根付いたため、切り替えは順調に行えている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・共同購入に参加している。</li><li>・患者向けGE使用促進ポスターの掲示</li></ul>
令和7年度実施結果
<p>令和7年5月（3品目）、7月（5品目）、9月（3品目）、11月（3品目）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・・・合計14品目（規格が2つある場合は、2品目と集計）</li></ul>
令和8年度実施計画
<p>令和7年度の運用を基本的に継続する。</p> <p>尚、供給・特徴（特に適応と薬価）に問題がない場合は、ほぼGEに切り替えている（GE率が96%以上）。</p> <p>そのため、令和8年度に切り替えるGE数が極端に増えることはない。</p>

事業名：GE・BS 切り替え推進事業

#### 事業の概要

- 1) 年に6回開催される薬事委員会で承認された薬剤を後発医薬品へ変更している。
- 2) 当院経営担当の医師と協働して、GE と BS への切り替えを診療科ごとにヒアリングを実施し、承認が得られた薬剤について変更を行った。

#### 方法

- ①薬価差の大きい先発医薬品を診療科ごとにリストアップする。
- ②診療科ごとに、切り替え候補となる医薬品を打診。（小児の場合は保険適応の有無が重要となる）
- ③診療科の承諾が得られた医薬品について、医薬品情報や供給状況を調査
- ④薬事委員会で審議して採用を決定する

#### 令和7年度実施結果

- 1) 薬事委員会年6回中、報告時点4回開催で5品目を変更。
- 2) 2品目のBSを新規採用した。当院では、後発医薬品への切り替え判断において「先発品と適応がすべて一致していること」を採用基準の一つとしてきた。そのため、バイオシミラー（BS）は先発品と適応が完全には一致しない製品が多く、これまで採用に至らないケースが多かった。しかし、今回の取組により、適応疾患が一致する範囲に限ってBSを採用する方針を新たに設定した。これにより、従来は採用が難しかったBSの導入が可能となった。  
なお、先発品とBSの適応疾患は完全には一致していないため、本取組は「切り替え採用」ではなく、先発品と後発品の併用採用という形で運用している。

#### 令和8年度実施計画

- ・令和7年度の運用を基本的に継続していく。
- ・現在の電子カルテシステム上、院外処方せんへの一般名処方に対応していないので、次回電子カルテ更新時に、対応メーカーが採用となれば一般名処方への移行を進めていく。

事業名：材料費の取り組み

#### 事業の概要

- ・薬事委員会は原則、毎月第一月曜日に開催する。
- ・6月、12月に新規薬価収載される後発医薬品は2ヵ月前の薬事委員会（4月、10月）において、薬剤部で年間使用量等を参考に作成した後発医薬品切替候補（案）を提示し、教授および診療科長に科内での検討を依頼する。変更により異議がある場合は、異議申立書を提出する。（2025年、2024年異議申立：0件、2023年異議申立：1件）
- ・次の薬事委員会で、後発医薬品切替候補（案）および異議申立を審議する。
- ・決定した後発医薬品切替候補を薬剤部DI室で検討（識別性、医療安全性等）し、数品目の候補の価格調査を実施し、後発品への切り替えを行う。

#### 目標

- ・後発品使用割合の維持
- ・診療における医薬品費の削減
- ・BS製剤の積極的導入
- ・適応不一致医薬品においても、一致部分は積極的に変更する

#### 令和7年度実施結果

- ・令和7年1月～12月の後発医薬品導入実績は、14成分20品目。

#### 令和8年度実施計画

- ・現状維持

事業名：薬剤検討委員会（GE・BS 切り替えも含めた採用品目の選定）

事業の概要

- ・年に6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）薬剤検討委員会を開催。  
会議の中で GE・BS の採用についても検討している。
- 委員会参加職種：医師（診療部長）、薬剤師（部長・DI の担当者）、医事課職員

GE・BS 対象薬品

- ・新規薬価収載の GE・BS の切り替えについて
- ・後発係数に影響の大きい薬剤
- ・当院の後発医薬品使用体制加算について（後発医薬品の調剤数量割合について）
- ・調剤数量が多く GE に切り替えていない先発品の検討

方法

- ・該当する医薬品について、使用する診療科の長に GE・BS への切り替えの可否について聴取
- ・適応症が先発品・先行バイオ医薬品と生物学的同等性が認められているか確認
- ・供給状況の確認と他施設の採用実績状況の確認
- ・バルク元を確認
- ・納入価を確認
- ・患者向けの院内掲示用 GE・BS 使用促進ポスターや外来待合ブースのモニターへの掲示

令和7年度実施結果

- 令和7年2月 切り替えなし
- 令和7年4月 GE1 品目を切り替え
- 令和7年6月 GE5 品目を切り替え
- 令和7年8月 GE8 品目・BS2 品目を切り替え
- 令和7年10月 GE4 品目を切り替え

令和8年度実施計画

特に運用の変更は予定していない。

<p>事業名：ジェネリック医薬品切替え推進事業</p>
<p>事業の概要</p> <p>当院はDPCではない為、薬価差益と後発医薬品使用体制加算との兼ね合いも考慮しつつ採用検討している。</p> <p>基本的には、薬剤部で後発医薬品を選定（薬価・OD錠・簡易懸濁の可否・安定供給など）し、Drへ確認、報告、毎月の薬事委員会で採用報告</p> <p>基本的にGE採用だが、適応が先発と揃っていないものに関しては、揃うまで待つCASEあり</p>
<p>令和7年度実施結果</p>
<p>4種類の内服薬を先発品からGE</p> <p>4種類の注射剤をGEへ変更</p>
<p>令和8年度実施計画</p>
<p>令和7年度の運用に加え、後発品採用は加速させる予定 （加算3から2へ上げる為）</p>

事業名：薬剤購入費削減の取り組み

事業の概要

新規後発品の薬価収載時や使用量に変化のあった先発品を対象に薬剤科で選定を行い、薬事委員会で検討してGE やBS への切り替えを積極的に行っていく。

令和7年度実施結果

令和7年4月～11月の間で、GE：4品目、BS:2品目の切り替えを行った。

令和8年度実施計画

上記取り組みを今後も継続して行っていく。特にBSについては適応不一致でも、使い分けができる状況であれば進めていく予定。

事業名：GE の取り組み
事業の概要 ・後発医薬品使用体制加算 1 の維持 ・前年と同様に 1. 後発医薬品を病院内で安定的に供給できるように情報の収集など卸業者と医薬品メーカーとの連絡を密にする。 2. 持参薬終了後、院内採用薬に切り替えが困難な医薬品があった場合、適応等に問題が発生しないようなら、後発医薬品を候補にあげ検討する。
令和 7 年度実施結果 ・令和 6 年度下期より取得した後発医薬品使用体制加算 1 の継続的維持。  ・使用量高い先発医薬品の中から切り替え可能な医薬品を選定し、後発医薬品に切り替えをおこなった（5 品目切り替え）。  ・持参薬終了後、院内採用薬に切り替えが困難な医薬品があった場合、適応等に問題が発生しないようなら、後発医薬品を一時的に購入し対応する。
令和 8 年度実施計画 ・令和 7 年度の実施計画を継続して取り組んでいきます。

事業名：GE・BS切替え推進事業
事業の概要 ・ 6月および12月に薬価基準追補掲載される後発医薬品への切り替えを推進する ・ 院内で定めている後発医薬品採用基準を満たし、後発医薬品採用率（基準薬価単位ベース）などへの寄与度が高い薬剤がある場合は切り替えを検討する
令和7年度実施結果 ・ 令和7年6月は薬剤部内で切り替えに関する検討を行った結果、対象薬が少ないことなどの理由により見送った ・ 令和7年12月～令和8年2月に後発医薬品への切り替えに関する検討、選定会議、診療部門へ提案、承認および決裁を行い、切り替えを実施する予定 現在25品目程度の候補薬を挙げ、検討中
令和8年度実施計画 特にありません

<p>事業名：GE・BS 切り替え推進事業</p>
<p>事業の概要</p> <p>年に4回開催される薬事委員会で、薬剤部で選定を行った後発医薬品の審議を行い承認を得て切り替え</p> <p>対象</p> <p>新規薬価収載のGE・BS</p> <p>使用量が多いが切り替えていない医薬品</p> <p>後発医薬品の方が優れている医薬品（剤形など）</p> <p>方法</p> <p>1）薬剤部で対象をリストアップし検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各メーカーの後発医薬品製造元（自社・委託等）や原料の供給元（日本・海外等）、供給状況、適応症の一致、安全性を考慮する</li> </ul> <p>2）診療科が限定されている場合は、責任者医師に確認</p> <p>3）外来は一般名処方、院内はGE切り替えとする</p>
<p>令和7年度実施結果</p> <p>令和7年4月～12月（3回薬事委員会実施）</p> <p>GE：3品目</p> <p>BS：1品目</p>
<p>令和8年度実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、令和7年度の運用を継続する</li> <li>・BSの切り替えを促進していく予定</li> </ul>

<p>事業名：ジェネリック医薬品使用推進事業</p>
<p>事業の概要</p> <p>ジェネリック医薬品の積極的な使用は、医療費や患者負担を軽減する効果が期待できるが、当院の場合はDPC対象病院ではないこと、外来処方院内で調剤しておりいわゆる薬価差益も無視できない金額になることから、前向きに取り組みにくい。</p> <p>そこで、ジェネリック医薬品の採用を効率的に進めるため、経営的な点もある程度加味したうえで、先発品とジェネリック医薬品との性状やおもに医療安全上のメリットを比較した一覧表を作成し、薬剤科からの推奨銘柄も示したうえで医局に掲示し、医師からの意見を求めることとしている。</p> <p>その結果を踏まえ、薬事委員会（隔月開催）にて審議のうえ、ジェネリック医薬品の採用を決定している。</p> <p>また、医師より新規医薬品の採用申請があった場合は、ジェネリック医薬品が販売されている場合は原則としてジェネリック医薬品を採用するよう促している。</p>
<p>令和7年度実施結果</p>
<p>令和7年4月から11月末までで、15種類の採用品目を先発品からジェネリック医薬品に変更した。</p>
<p>令和8年度実施計画</p>
<p>ジェネリック医薬品の供給不足のため、やむを得ず先発品に変更した採用品目も少なくない。供給不足が解消された採用品目については、速やかにジェネリック医薬品に変更する。</p>

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：（一社）埼玉県医薬品卸業協会①

事業名：「後発医薬品品質確保対策事業」に係る医薬品の品質検査への協力
<p>事業の概要</p> <p>後発医薬品の品質に係る具体的な取組として、市場に流通している後発医薬品の品質に対する信頼性確保のために、国及び都道府県において、医薬品・医療機器等一斉監視指導の事業として、市場に流通する医薬品の品質検査を実施する。</p> <p>本調査は、医薬品等一斉監視指導における後発医薬品の品質確保対策の一環として、製造所からの収去の代わりに卸からの任意の検体提供により行われるもので、同検査に伴う任意の検体提供に協力するものであります。</p>
令和7年度実施結果
<p>実施方法</p> <p>(1) 対象品目 指定された成分を含有する医薬品</p> <p>(2) 検体提供期間 令和7年7月1日～令和7年9月30日まで</p> <p>埼玉県の要請に基づき指定品目の検体提供</p> <p>令和7年3月27日に令和5年度「後発医薬品品質確保対策事業」検査結果報告書が発表された。</p> <p>検査結果の概要</p> <p>埼玉県からは、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① オメプラゾールが先発品4品目、後発品10品目の溶出試験が実施され、全て「適」であった。</li><li>② メピバカイン塩酸塩が先発品9品目、後発品8品目の定量試験が実施され、全て「適」であった。</li></ul>
令和8年度実施計画
<p>厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長から「後発医薬品の品質確保対策に係る品質検査について（協力依頼）」が一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 会長宛発出され、卸連からの指示に基づき、埼玉県薬務課様へ積極的な協力をする。</p>

<p>事業名：ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知及び流通実態の確認</p>
<p>事業の概要</p> <p>1. ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知</p> <p>日本ジェネリック製薬協会（GE薬協）調査・発表の四半期毎のジェネリック医薬品の数量シェア分析結果（年4回 第1Q～第4Q）を理事会にて発表・検証し、また、協会員各社に周知し、政府計画に対する実績検証。</p>
<p>令和7年度実施結果</p> <p>1. 令和7年5月21日（水）開催 協会理事会 さいたま市産業振興会館</p> <p>令和7年11月13日（木）開催 協会理事会 大宮ソニックシティ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知 令和5年度第1四半期～令和7年第1四半期データ（資料No.1～No.2）</li> <li>・流通実態について</li> </ul> <p>①令和6年10月に長期収載品に対する選定療養制度が始まった際は、一用品目の需要が一気に高まって、後発品各社が限定出荷を余儀なくされるケースが発生した。</p> <p>令和6年度の第3四半期シェアは88.6%と前年同期比較で5.9%の増となった。</p> <p>②出荷調整による業務負担は変わらないが、一部システムによる効率化、また卸も得意先も慣れから以前のような負担は減少している。しかし、新たな商品の出荷調整が頻繁に出ていることに変わりなく、その対応については他の業務を差し置いて対応している。営業、内勤者も同様である。</p> <p>③後発品の供給や流通状況に関して、毎日、薬局を中心に卸MSへの問合せが入っている状況は、ここ数年減っていない。</p>
<p>令和8年度実施計画</p> <p>1. 安定供給に資するよう対応していく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中医協、流改懇等の議論に注視し、安定供給の早期回復実現を期待。</li> <li>・今年度も年4回、協会員各社から供給状況調査を実施し、安定供給に資するよう情報共有を行う。</li> <li>・年1回開催される厚労省医政局医薬産業振興・医療情報企画課との地区会議において、後発医薬品流通における諸問題について質問、要望等発信していく。</li> </ul>

令和7年4月4日

各位

日本ジェネリック製薬協会（GE 薬協）

## ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとめましたのでご案内申し上げます。

- 令和6年度第3四半期（令和6年10月～同12月）の  
ジェネリック医薬品（GE 医薬品）の数量シェア分析結果（速報値）

第3四半期の数量シェア
88.6%

## 【参考】

- (1) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和5年度				令和6年度	
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q
数量シェア	81.7%	82.2%	82.7%	83.4%	83.5%	84.7%

Q:四半期

- (2) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

- (3) シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

<b>【照会先】</b> 日本ジェネリック製薬協会 電話 03 3279 1890
---

令和 7 年 9 月 26 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会（GE 薬協）

## ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとめましたのでご案内申し上げます。

■令和 7 年度第 1 四半期（令和 7 年 4 月～同 6 月）の  
ジェネリック医薬品（GE 医薬品）の数量シェア分析結果（速報値）

第 1 四半期の数量シェア
89.2%

## 【参考】

(1) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和 6 年度			
	第 1Q	第 2Q	第 3Q	第 4Q
数量シェア	83.5%	84.7%	88.6%	89.0%

Q:四半期

(2) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

(3) シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】  
日本ジェネリック製薬協会  
電話 03 3279 1890

## ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名：全国健康保険協会埼玉支部

事業名：ジェネリック医薬品使用促進に向けた医療機関訪問
<b>事業の概要</b> 医療機関に対し、ジェネリック医薬品およびバイオシミラー使用促進に向けた情報提供・意見交換を行う。
<b>令和7年度実施結果</b> 協会けんぽ加入者の医薬品使用状況に関するデータを検証。 今後、関係機関と連携し、個別の医療機関に対してジェネリック医薬品およびバイオシミラー使用促進に向けた情報提供・意見交換を予定している。
<b>令和8年度実施計画</b> 協会けんぽのほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするために関係機関との取り組みを継続する。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチを検討する。

令和8年度事業計画（案）

事業内容	担当課
1 研修会等	
(1) 勉強会 郡市歯科医師会、地域薬剤師会等を対象とした勉強会の開催 (2) 工場視察 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察の実施	薬務課  薬務課
2 普及啓発活動	
(1) 啓発資材の作成・配布 「薬と健康の週間」等の機会を捉えて、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施 (2) ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知の実施 (3) 映画館用啓発CMの上映 ジェネリック医薬品使用促進に関する映画館用啓発CMの上映 (4) 一日薬剤師体験教室における講義	薬務課  国保医療課  薬務課  薬務課
3 その他	
(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 医薬品採用リストの更新 (2) 医療機関等への働きかけを継続 協会けんぽと連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い医療機関等に対して個別訪問を行い、ジェネリック医薬品使用促進の協力依頼 (3) 市町村への財政支援 (4) 医療機関への働きかけ 医療扶助におけるジェネリック医薬品使用原則化に係る事務の状況等のヒアリングを行う。 (5) ジェネリック医薬品の品質確認検査を実施 (6) ジェネリック医薬品の安定供給確保に向けた取組の推進 ・ 県内医薬品製造業者に対する監視指導の強化 ・ 薬機法改正の動向を踏まえた厚生労働省への意見提出・要望等	薬務課  薬務課  国保医療課 社会福祉課  衛生研究所 薬務課

※「1 研修会等」「2 普及啓発活動」については、医療用医薬品の安定供給状況を見極めながら、実施することとする。

## 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 県民及び医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用することができる環境整備について、関係者間で協議等を行うため、「埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、ジェネリック医薬品に関する次の事項について協議する。

- (1) ジェネリック医薬品の安心使用促進策に関すること
- (2) 県民に対する正しい知識の普及啓発に関すること
- (3) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって、構成し、15名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他適当と認められる者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

ただし、欠員が生じた場合に補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会には会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (部 会)

第7条 協議会に、地域レベルで調査検討するための部会を置くことができる。

### (庶務等)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部薬務課において処理する。ただし、部会の運営は、担当保健所において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

## 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿

(任期:令和8年11月30日まで)

区分	氏名	団体の役職
学識経験者	亀井 美登里	埼玉医科大学 医学部 社会医学 客員教授
	井上 裕	城西大学 薬学部 教授
関係団体	登坂 英明	一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
	平井 文司	一般社団法人埼玉県歯科医師会 専務理事
	宮野 廣美	一般社団法人埼玉県薬剤師会 常務理事
	遠藤 俊輔	埼玉県公的病院協議会 会長
	町田 充	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 会長
	藤生 康彦	埼玉県製薬協会 会長
	小井手 吾郎	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 常務理事
	柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会 会長
	石山 英雄	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 常務理事 兼 事務局長
	米山 隆	川越市国民健康保険課長
	増尾 猛	健康保険組合連合会埼玉連合会 常任理事 兼 事務局長
	榎原 章統	全国健康保険協会埼玉支部 支部長

(令和7年7月)